

第 7 回 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

1. 招集日時 令和5年7月4日(火)午後4時30分
2. 招集場所 七飯町文化センター201会議室
3. 出席者 教 育 長 與 田 敏 樹
委 員 山 川 俊 郎
委 員 加 屋 本 旬
委 員 信 夫 恵 美 子
委 員 菅 沼 由 美
4. 事務局 教育総務課長 倍 楼 司
学校教育課長 柴 田 憲
学校給食センター長 福 永 崇 弘
生涯教育課長 竹 内 圭 介
スポーツ振興課長 高 橋 雅 貴
教育総務課庶務係長 三 浦 啓 輔
教育総務課庶務係 蛭 子 拓 弥
5. 教育長の報告 報告第 1号 教育行政動向報告(6月13日~7月4日分)について
6. 附議事件 議案第30号 七飯町学校給食センター運営委員会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第31号 七飯町立学校対外競技等参加経費補助要綱の一部改正について
7. 閉 会 午後4時50分
8. 会議の大要 会議の大要は別紙のとおりである。
9. 署 名 教育長 **與田 敏樹**

委 員 **信夫 恵美子**

調整者 **三浦 啓輔**

別紙

與田教育長

：それでは、ただいまから第7回定例七飯町教育委員会議を開催いたします。本日の会議録署名委員の指名でございますが、信夫委員にお願いいたします。続きまして、教育長の報告、報告第1号教育行政動向報告（6月13日から7月4日分）、本日お手元に配布をしておりますが内容に基づいて御報告を申し上げます。

6月12日から23日まで住友電工陸上競技部が大沼で合宿をしております。6月13日、定例教育委員会議を開催しております。附議事件として議案3件、原案のとおり御承認いただきました。

翌日14日、定例校長会議を開催して五つの事項について情報提供を行っております。なお、この日、高齢者叙勲の伝達をしております。

6月16日、金曜日、校長会と同様の内容について定例教頭・主幹教諭会議を開催して情報提供をしております。

16日から25日まで、令和5年度ファミリー絵画展を開催させていただきました。

次のページになります。6月20日、社会教育施設整備検討委員会の第1回検討委員会を開催しております。詳細については、後ほどその他のところで報告申し上げたいと思います。

6月21日、義務教育指導監学校経営指導訪問ということで、藤城小学校へ学校訪問をしております。26日は大中山小学校を訪問しております。

6月23日から7月6日まで、ユニバーサルエンターテイメントAC大沼合宿についてということで、1次が7月6日まで、2次合宿が7月30日から8月9日まで予定をしております。

6月25日、日曜日、第27回七飯町地域子ども会対抗ミニバレーボール大会が開催されました。小学生24名、5チームが参加しております。

6月26日、月曜日、渡島教育局長が藤城小学校と七重小学校を訪問しております。7月3日には、大中山中学校、岳陽学校及び岳陽学校鈴蘭谷分校を訪問しております。

6月30日、9年間勤められました宮田副町長が退任をいたしました。同日、七飯町建設協会様からサルビア寄贈していただきまして、センター前の花壇の周りに置かせていただいております。

7月3日、今週の月曜日ですけれども、宮田副町長の後任として北海道から工藤稔さんが新副町長として就任されました。

7月4日、今日の午前中、「社会を明るくする運動」の伝達式が行われております。併せてその前段に朝7時からJR七飯駅において啓発活動を行っております。併せてその前段に朝7時からJR七飯駅において啓発活動を行っております。併せてその前段に朝7時からJR七飯駅において啓発活動を行っております。併せてその前段に朝7時からJR七飯駅において啓発活動を行っております。

本日から令和6年度当初人事に係る第1次ヒアリングを実施しております。なお、今日、朝5時半くらいに大沼保育園の前で熊の目撃情報があったので、担当課、警察により朝7時20分くらいに行ったのですが、熊の痕跡はなかったということで、確認はとれておりませんが、ホームページに報告記載を行ったということです。

いずれにしても、目撃情報は出ていますので、非常に緊張して対応しなければいけないなと思っております。

以上、前回の教育委員会議から本日までの教育行政動向報告について御説明させていただきました。質問、御意見等があれば賜ります。

よろしいですか。

全員：（はい）

與田教育長：ありがとうございます。
報告第1号、教育行政動向報告（6月13日～7月4日分）についてを報告済みとさせていただきます。

学校給食センター長：続きまして、4番、附議事件、議案第30号七飯町学校給食センター運営委員会委員の委嘱に係る専決処理について、事務局よりお願いいたします。

学校給食センター長：それでは、次第の2ページ、議案第30号七飯町学校給食センター運営委員会委員の委嘱に係る専決処理について、提案説明を申し上げます。

七飯町学校給食センター条例第6条第4項の規定により、下記の者を七飯町学校給食センター運営委員会委員として委嘱するため、教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第2条第2項の規定により専決処理したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるところでございます。

記といたしまして、今回、委嘱した委員は学校長3名、町P連各学校の会長4名、有識者1名の8名でございます。表には、それぞれの所属、氏名、住所を記載しておりますので、御参照願います。

また、備考欄には番号を記載しておりますが、この番号は表の下の委嘱期間の番号でございまして、委嘱期間は2年間、または前任者の残任期間でございます。

なお、現在委員の総数は全部で14名でございますが、今回は教職員の人事異動やPTA会長の交代により変更となった8名の委嘱となっております。

提案説明は以上でございます。御承認くださいますようお願い申し上げます。

與田教育長：議案第30号七飯町学校給食センター運営委員会委員委嘱に係る専決処理について提案説明申し上げました。

人事案件ですので、特段御質問、御意見はないと思いますが、よろしゅうございますか。

全員：（はい）

與田教育長：ありがとうございます。それでは、議案第30号七飯町学校給食センター運営委員会委員の委嘱に係る専決処理については、御承認賜ったものとさせていただきます。

続きまして、議案第31号七飯町立学校対外競技等参加経費補助要綱の一部改正について、事務局よりお願いいたします。

教育総務課長：議案第31号七飯町立学校対外競技等参加経費補助要綱の一部改正について提案説明申し上げます。

七飯町立学校対外競技等参加経費補助要綱の一部を改正する訓令を次のとおり制定することについて議決を求めるところでございます。

それでは、議案関係資料、資料1、七飯町立学校対外競技等参加経費補助要綱の一部を改正する訓令の概要を御覧いただきたいと思っております。

1の改正理由です。本要綱は、七飯町立学校が学校教育活動として行われる対外競技等に参加する場合において、児童生徒や引率教員等に対し経費の一部を補助するものでございます。

令和5年度より、中体連の大会において学校単位だけではなく、クラブ等としても出場できるよう参加要件を緩和されたことにより、周辺自治体において中体連に参加できるクラブ等に対し部活動と同等の補助を適用する動きであることから、当町においてもクラブ等への対外競技等参加補助金を適用するため、下記のとおり改正するものでございます。

また、併せて文言の整理をするものでございます。

補足でございます。町内生徒におきまして、既に近隣のクラブチームに所属し、活動している方が数名いらっしゃいます。種目で言いますと陸上競技、バレーボール、卓球などがございます。この方たちが今後、中体連等の対外競技の参加に対しまして参加経費の補助を町内学校と同様の扱いをするというものでございます。

2の改正内容としまして、題名を七飯町立学校生徒対外競技等参加経費補助要綱に改めます。

第1条中「七飯町立学校」を「七飯町立学校生徒」に、「児童生徒」を「生徒」に改め、「引率教員」の次に、「クラブチーム代表者（監督及び指導者を含む）」を加えます。

第9条中「町立学校児童生徒」を「七飯町立学校生徒」に改めます。

以降が、申請関係等の様式で学校以外からの提出を想定し、変更するものでございます。

次に、3の施行期日といたしまして、この訓令は、公布の日から施行し、令和5年4月1日にさかのぼって適用するというものでございます。

次のページ以降が、新旧対照表、また新しい補助要綱を載せてございますので、御一読いただきたいと思います。

簡単雑駁でございますが、提案説明は以上でございます。

與田教育長 : 議案第31号七飯町立学校対外競技等参加経費補助要綱の一部改正について提案説明申し上げました。

御質問、御意見等あれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

加屋本委員。

加屋本委員 : 十分に理解していないのですけれども、これは例えば卓球とか、学校としての部活動と民間のクラブチームがありますが、その両方から出場するという事は現実にはあり得るのですか。特に卓球とか、個人戦とかもあるので、チームだけでなく。

與田教育長 : 所属はどちらかです。どちらから出ても不利益にならないようにするという事。言いかえれば、例えば陸上であれば、今回、陸上の予選をやったのですけれども、生徒が部活動で練習してても、クラブチームとかで練習してても、その結果、全道へ行くようになったときに、七飯中学校とか大中山中学校の生徒という立場で出ても、あるいはクラブチームの立場で出ても、それはどちらでもいいですと。今までは、クラブチームで出ると、それは少年団扱いの補助金しか出せませんよということだったので、これからは部活動の同じ扱いで出しますということです。

加屋本委員 : 了解しました。部活動として出場するチーム数が少なくなり、代わってクラブチームが出てきていると耳にしたものですから。

與田教育長 : 信夫委員。

信夫委員 : クラブチームというのは、前は特別扱いだっただけではないですか、サッカーとか野球とか、今は結構、増えているのですか。競技数というか、クラブチームの競技というのは結構増えているのですか。私、よく分からないのですけれども。

與田教育長 : 増えていると思います。今、加屋本委員への質問でも申し上げましたが、例えば卓球、それからバレー、サッカーに軟式野球、あと札幌圏とかだとバスケット、バドミントンもあります。

信夫委員 : それは、そういうのはいずれ、今言われているような部活動の地域移行という形につなげていくような一つの手だてとというか、そういうことに結びつく

與田教育長
信夫委員
與田教育長

んですね。
: そうなります。
: 分かりました。
: では、議案第31号七飯町立学校対外競技等参加経費補助要綱の一部改正については、御承認賜ったものとさせていただきます。ありがとうございました。
では、以上をもちまして、本日、準備をしました附議事件について終了いたしました。
これをもって、第7回定例七飯町教育委員会会議を閉会いたします。